

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（案） 新旧対照表

現 行	変 更 後
○農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 【表紙】 農業経営基盤強化の促進に関する 基 本 構 想 <u>平成24年12月</u> 幕別町	○農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 【表紙】 農業経営基盤強化の促進に関する 基 本 構 想（案） <u>平成26年 月</u> 幕別町

現 行	変 更 後
【目次】	【目次】
～ 目 次 ～	～ 目 次 ～
第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 …… 1	第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 …… 1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業 経営の指標 …… 4	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業 経営の指標 …… 5
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関 する事項 …… 14	第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もう とする青年等が目標とすべき農業経営の指標 …… 15
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… 16	第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関 する事項 …… 16
第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項 …… 30	第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… 18
第6 その他 …… 36	第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 …… 33
別紙1 (第4の1(1)⑤関係) …… 37	第7 その他 …… 39
別紙2 (第4の1(2)関係) …… 38	別紙1 (第5の1(1)⑤関係) …… 40
幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型) …… 42	別紙2 (第5の1(2)関係) …… 41
	幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型) …… 45

現 行	変 更 後
第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 1～5 略	第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 1～5 略 <u>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u> <u>(1) 新規就農の現状</u> <u>幕別町の新規就農者は、平成16年度から10年間で131人となっており、このうち、後継者の就農が9割を占めている。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足が年々進行していることから、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</u> <u>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標</u> <u>(1)に掲げる状況を踏まえ、幕別町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の目標として、労働時間・農業所得を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</u> <u>なお、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、幕別町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。</u> <u>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</u> <u>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、幕別町農業振興公社が実施する「まくべつ農村アカデミー」研修事業における就農希望者の受入れ及び研修事業を行うとともに、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関が技術・経営面の指導を重点的に行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</u>

現 行	変 更 後
第2 略 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 略 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 (1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状 幕別町における認定農業者への農用地の利用集積状況は、<u>88.3%</u>（平成23年度）と高い割合であるが、経営地が分散している農業者も少なくなく、自宅や農業用施設からの距離を考えると、全ての農業者が効率的な農業を営んでいるとは言えない状況にある。 また、農業者の平均年齢は<u>57.3歳</u>（平成23年度（法人を除く））で、後継者のいる農家は全体の<u>3分の1</u>程度である。前述したとおり、幕別町においても遊休農地となるおそれがある農地は存在すると見込まれており、地域によっては平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が進んでいる地域や条件不利地域などでその発生が懸念されている。 (2) 今後の農地利用等の見通し 平成24年3月末現在、経営主の年齢が70歳以上で後継者がいない農家戸数は68戸、経営地は786.9haであり、今後10年～15年間でかなりの農地が供給されることが予想される。<u>農地の利用集積・面的集積目標を達成するため、受け手となる担い手の確保、遊休化の防止等が課題となる。</u>	第2 略 <u>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</u> <u>第1の6に示した目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標は、第2で定めるものと同様とする。ただし、青年等の農業所得の目標を第1の2で定める目標の5割程度としていることから、状況に応じて緩和する。</u> 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 1 略 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 (1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状 幕別町における認定農業者への農用地の利用集積状況は、<u>92.3%</u>（平成25年度）と高い割合であるが、経営地が分散している農業者も少なくなく、自宅や農業用施設からの距離を考えると、全ての農業者が効率的な農業を営んでいるとは言えない状況にある。 また、農業者の平均年齢は<u>58.2歳</u>（平成25年度（法人を除く））で、後継者のいる農家は全体の<u>4分の1</u>程度である。前述したとおり、幕別町においても遊休農地となるおそれがある農地は存在すると見込まれており、地域によっては平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が進んでいる地域や条件不利地域などでその発生が懸念されている。 (2) 今後の農地利用等の見通し 平成26年3月末現在、経営主の年齢が70歳以上で後継者がいない農家戸数は69戸、経営地は982.2haであり、今後10年～15年間でかなりの農地が供給されることが予想される。<u>このため、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、及び労働生</u>

現 行	変 更 後
(3) 将来の農地利用ビジョンと実現に向けた具体的な取組 幕別町においては、今後10～15年間で多くの農地が供給される見込みであることから、<u>利用集積・面的集積目標の達成</u>に向けては、その受け手となる担い手の育成・確保に努めることが重要である。 具体的には、認定農業者については、<u>水田・畑作経営所得安定対策</u>への加入に相まって、耕種農家のほとんどが認定農業者となっているものの、畜産農家は耕種農家と比較して認定率が低いことから、認定農業者制度の普及活動を行う。 さらに、農業委員等の協力を得ながら、農地利用集積円滑化団体が中心となり土地利用調整を全町的に展開し、認定農業者に向け農用地が利用集積されるよう努める。 また、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとする。 新規就農者については、幕別町農業振興公社が行う「まくべつ農村アカデミー」を通じて、実際の圃場にて行われる実践研修や農閑期の座学研修を通じた経験と知識の習得を行うことにより、次代を担う農業者の育成・確保に努め、遊休農地の発生防止と持続的な農業の発展を図る。 (4) 略	<u>産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、さらには、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進するなど、農用地の集約化を推進する。</u> (3) 将来の農地利用ビジョンと実現に向けた具体的な取組 幕別町においては、今後10～15年間で多くの農地が供給される見込みであることから、<u>農用地の集約化の推進</u>に向けては、その受け手となる担い手の育成・確保に努めることが重要である。 具体的には、認定農業者については、<u>経営所得安定対策等</u>への加入に相まって、耕種農家のほとんどが認定農業者となっているものの、畜産農家は耕種農家と比較して認定率が低いことから、認定農業者制度の普及活動を行う。 さらに、農業委員等の協力を得ながら、農地利用集積円滑化団体が中心となり土地利用調整を全町的に展開し、認定農業者に向け農用地が利用集積されるよう努める。 また、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとする。 新規就農者については、幕別町農業振興公社が行う「まくべつ農村アカデミー」を通じて、実際の圃場にて行われる実践研修や農閑期の座学研修を通じた経験と知識の習得を行うことにより、次代を担う農業者の育成・確保に努め、遊休農地の発生防止と持続的な農業の発展を図る (4) 略
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 幕別町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、幕別町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。	第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 幕別町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、幕別町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

現 行	変 更 後
幕別町は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。 ①利用権設定等促進事業 ②農地保有合理化事業の実施を促進する事業 ③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ④農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ⑤委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑦担い手の育成に関する事業 ⑧その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 以下、各個別事業ごとに述べる。 1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ①～② 略 ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、<u>法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体もしくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u> ④ <u>法第18条第2項第6号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。</u>	幕別町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。 ①利用権設定等促進事業 ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業 ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ④委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑥担い手の育成に関する事業 ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 以下、各個別事業ごとに述べる。 1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ①～② 略 ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u> ④ <u>利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除</u>

現 行	変 更 後
ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ及びウ 略 ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う<u>ため利用権の設定等を行う</u>場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ 略 （2） 利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。 （3） 開発を伴う場合の措置 ① 幕別町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。	<u>く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。</u> ア <u>その者が、</u>耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 イ及びウ 略 ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合<u>は</u>、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。 ただし、利用権<u>の設定等</u>を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。 ⑥ 略 （2） 利用権の設定等の内容 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分<u>又は株式</u>の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分<u>は株式</u>を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。 （3） 開発を伴う場合の措置 ① 幕別町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び<u>農地中間管理機構</u>を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

現 行	変 更 後
② 略 (4) 略 (5) 要請及び申出 ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、幕別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ②～④ 略 (6)～(12) 略 (13)農用地利用集積計画の取消し等 ①～④ 略	② 略 (4) 略 (5) 要請及び申出 ① 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、幕別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。 ②～④ 略 (6)～(12) 略 (13)農用地利用集積計画の取消し等 ①～④ 略 ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して実施を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。
<u>2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項</u> <u>(1) 幕別町は、北海道を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。</u> <u>(2) 幕別町、農業委員会、農業協同組合等は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有</u>	

現 行	変 更 後
<u>合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</u> <u>3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u> (1) 幕別町は、幕別町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する<u>農地の面的集積</u>を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。 (2) 略 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1)～(3) 略 (4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア～ウ 略 エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ 略	<u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u> (1) 幕別町は、幕別町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する<u>農用地の集約化</u>を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。 (2) 略 <u>3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</u> <u>(1) 幕別町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</u> <u>(2) 幕別町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</u> 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 (1)～(3) 略 (4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア～ウ 略 エ 認定農業者<u>等</u>とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 オ 認定農業者<u>等</u>に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 カ 略

現 行	変 更 後
② 略 (5) 農用地利用規程の認定 ① 略 ② 幕別町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条第1項に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。 ア及びイ 略 ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 エ 略 ③及び④ 略 (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ①～③ 略 ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。 (7) 略 (8) 農用地利用改善団体の勧奨等 ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあって	② 略 (5) 農用地利用規程の認定 ① 略 ② 幕別町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条第1項に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。 ア及びイ 略 ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者<u>等</u>の農業経営の改善に資するものであること。 エ 略 ③及び④ 略 (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 ①～③ 略 ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者<u>等</u>と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。 (7) 略 (8) 農用地利用改善団体の勧奨等 ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者<u>等</u>（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあって

現 行	変 更 後
は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 ②及び③ 略 (9) 農用地利用改善事業の指導、援助 ① 略 ② 幕別町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、<u>農地保有合理化法人(北海道農業公社)</u>等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。 5及び6 略 7 担い手の育成に関する事項 (1)～(2) 略 (3) 担い手の育成・確保 <u>幕別町では、幕別町農業振興公社により、担い手育成・確保対策として「まくべつ農村アカデミー」を開設しており、新規就農希望者・農業後継者等・中核的地域のリーダーと3段階のコースを設け、各コースについて必要な技術や経営能力の習得等を目的に様々な研修会等を実施している。このように担い手対策を対策の中心的柱と捉え、意欲と能力のある者が幅広く円滑に農業に参入できるよう、又、地域農業を担っていく担い手の育成・確保の観点から各事業を推進していくものとする。</u>	は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。 ②及び③ 略 (9) 農用地利用改善事業の指導、援助 ① 略 ② 幕別町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、<u>農地中間管理機構</u>等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。 5及び6 略 7 担い手の育成に関する事項 (1)～(2) 略 <u>8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u> <u>第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、幕別町地域担い手育成センターは関係機関・団体との連携のもと、次の取り組みを重点的に推進する。</u> <u>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</u> <u>① 受入環境の整備</u>

現 行	変 更 後
	<u>幕別町では、幕別町農業振興公社が、担い手の育成・確保対策事業を行っている。今後も北海道農業担い手センター等が行う就農相談会への参加、幕別町農業振興公社ホームページへの新規就農に関する対策の掲載など、就農に向けた情報を提供する。また、新規就農希望者、中堅・新規学卒農業後継者等を対象として「まくべつ農村アカデミー」を開設し、就農・営農に必要な技術や経営能力の習得を目的とした様々な研修を実施する。</u> <u>② 中長期的な取組</u> <u>児童・生徒らが農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう農業体験の場や農産物を通じた食育を進めるなど、農業に関する知見を広められるようにする。</u> <u>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</u> <u>① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</u> <u>新規就農を希望する者の円滑な就農を促進するため、幕別町、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、指導農業士、幕別町農業振興公社で構成する「アカデミー事業部会」において、新規就農希望者が確実に定着し、安定した農業経営が行えるよう支援を行う。</u> <u>② 就農初期段階の地域全体でのサポート</u> <u>新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。</u> <u>③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</u> <u>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、国の支援策や道の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画</u>

現 行	変 更 後
<u>8</u> その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 幕別町は、1 から <u>7</u> までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 幕別町は、ゆとりみらい21推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。ゆとりみらい21推進協議会は、この検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、<u>第3</u>で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。 ② 略 <u>第5</u> 農地利用集積円滑化事業に関する事項 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	<u>の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</u> <u>(3) 関係機関等の役割分担</u> <u>就農に向けた情報提供や就農相談、また、就農に向けた農業技術・経営能力の習得に向けた研修は幕別町農業振興公社、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業改良普及センター、農業協同組合等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</u> <u>9</u> その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 幕別町は、1 から <u>8</u> までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。 (2) 推進体制等 ① 事業推進体制等 幕別町は、ゆとりみらい21推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。ゆとりみらい21推進協議会は、この検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、<u>第4</u>で掲げた目標や第2、<u>第3</u>の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。 ② 略 <u>第6</u> 農地利用集積円滑化事業に関する事項 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

現 行	変 更 後
幕別町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大している傾向にある。また、今後10年で高齢化に伴う離農により、農地が供給されることが予測されているところである。 このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが重要な課題となっている。 農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。 2 略 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。 ①～④ 略 ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 ⑥ 略 (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 略 ② 幕別町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。	幕別町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大している傾向にある。また、今後10年で高齢化に伴う離農により、農地が供給されることが予測されているところである。 このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を集約化し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが重要な課題となっている。 農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。 2 略 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 (1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。 ①～④ 略 ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 ⑥ 略 (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認 ① 略 ② 幕別町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

現 行	変 更 後
ア～エ 略 オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施区域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに<u>農地保有合理化法人</u>、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 カ及びキ 略 ③～⑥ 略 (3)～(5) 略 (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方 ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な<u>面的集積</u>を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。 ②～⑤ 略 (7)～(9) 略 <u>第6</u> その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 1 この基本構想は、<u>平成24年12月26日</u>から施行する。 別紙1 (第4の1 (1) ⑤関係) 略 別紙2 (第4の1 (2) 関係) I～III 略	ア～エ 略 オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施区域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに<u>農地中間管理機構</u>、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 カ及びキ 略 ③～⑥ 略 (3)～(5) 略 (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方 ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な<u>集約化</u>を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。 ②～⑤ 略 (7)～(9) 略 <u>第7</u> その他 この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 附則 1 この基本構想は、<u>平成 年 月 日</u>から施行する。 別紙1 (第5の1 (1) ⑤関係) 略 別紙2 (第5の1 (2) 関係) I～III 略

現 行			変 更 後		
IV 所有権の移転を受ける場合			IV 所有権の移転を受ける場合		
①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期	①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の特価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権移転の時期に所有権は移転し、特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の特価に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権移転の時期に所有権は移転し、特価の支払期限までに特価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。
幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（営農類型） [個別経営体] 略			幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（営農類型） [個別経営体] 略		
[組織経営体] 略			[組織経営体] 略		